

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案に対する修正案要綱

この法律の施行後二年以内に政府が法制上の措置を講ずるに当たっては、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策の在り方についての検討も行うことを明記すること。

(附則第十一条第二項関係)